令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価等の 運用に係る取扱いについて(お知らせ)

今般、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和5年度設計業務委託等技術者単価」(以下「新労務単価等」という。)が決定されたことを受け、金沢市が発注する工事及び委託業務について、新労務単価等を適用することとしましたのでお知らせいたします。

なお、契約金額の変更がなされた場合には、令和5年2月14日付け国土交通省不動産・建設産業局長通知「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」の趣旨に則り、元請企業と下請企業の間で締結している契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切な対応をお願いいたします。

- 1 新労務単価等の適用について
 - (1) 対象案件 工事及び業務委託
 - (2) 適用開始

令和5年3月以降に公告する案件から、順次、新労務単価等を適用します。 当面の間、新旧の労務単価等の案件が混在しますので、以下の方法で確認してく ださい。

なお、旧労務単価等適用案件については、2.(2)記載の特例措置があります。

<新労務単価等適用案件の確認方法>

◆十木工事: 内訳書の単価適用日に[R050301]と記載

◆建築・設備工事:内訳書表紙に「設計労務単価基準:令和5年3月」(業務

委託は「技術者単価基準:令和5年3月」)と記載

2. インフレスライド条項の適用等について

- (1) 新労務単価等の上昇を受け、令和5年2月28日以前に契約した工事のうち、一定の要件を満たすものについては、賃金等の急激な変動に対処するため、契約約款に規定するインフレスライド条項が適用できます。
- (2) 新労務単価等の適用に伴う特例措置として、令和5年3月1日以降に契約締結する工事及び業務委託のうち、旧労務単価等を適用して予定価格を積算したものについては、新労務単価等により算出された請負代金額に契約変更を行います。

【問い合わせ先】

金沢市都市整備局都市計画課設計技術管理室 TEL: 076 (220) 2375 FAX: 076 (222) 5119

金沢市総務局監理課

TEL: 076 (220) 2101 FAX: 076 (220) 2097